

## 相談支援センターきずな とは？

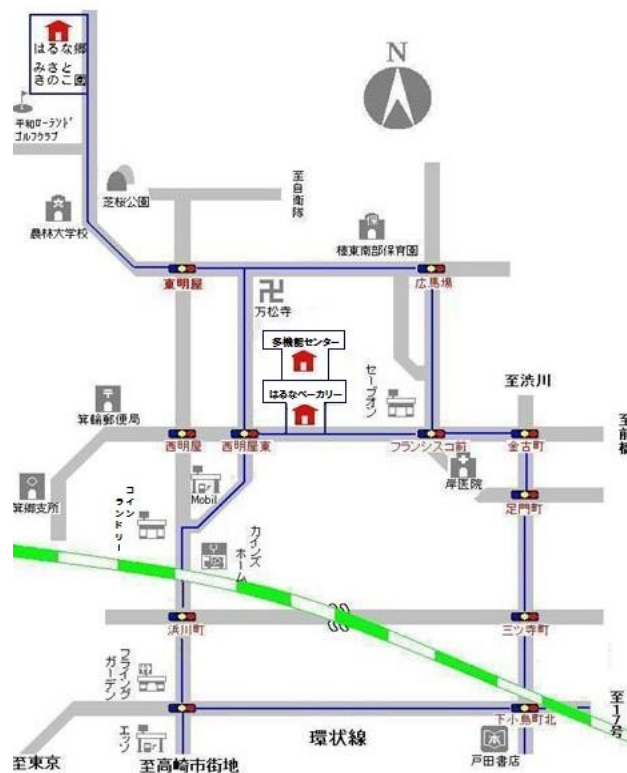
「相談支援センターきずな」は、障害のある方が地域の中で自立した生活が送れるように一緒に考え、関係市町村及び障害福祉サービス事業所等、地域の医療・福祉サービスと連携を図り、それぞれの方が希望する生活が送れるよう相談・調整を行います。



## 利用について

- 利用時間 8:30~17:30
- 休日 土曜日・日曜日・祝日  
年末年始
- サービス提供対象者
  - ・知的障害、身体障害、精神障害、  
難病、障害児 障害者総合支援法対象の方
  - ・高崎市全域  
(対象地域以外の方はお問い合わせ下さい)
- 利用料  
無料、実費負担はありません  
(市町村に請求します)

## ご案内図



### はるな郷地域生活支援多機能センター

〒370-3102

群馬県高崎市箕郷町生原595

TEL 027-329-7282

FAX 027-329-7283

URL <http://www.harunago.jp>

E-mail [takinou@harunago.jp](mailto:takinou@harunago.jp)

相談支援センターきずな直通TEL

027-329-7284

はるな郷地域生活支援多機能センター

## 相談支援センター きずな



社会福祉法人 はるな郷

## きずな Q&A

Q. どんなことを相談できますか？

A. 生活に関する困りごとの相談を受けます。

例) 余暇活動の場を探している、  
福祉サービスを利用したいけど  
どうしたらよいかわからない、  
家事がうまくいかないので助けて  
欲しい 等

Q. 誰が相談できますか？

A. 障害（身体・知的・精神・発達等）のある人、そのご家族、障害のある人とかかわりのある人 等

「きずな」は知的障害の方を中心としたサービスを行っている「はるな郷」が母体となっているため、特に知的障害を持つ人への支援を得意としています。

Q. 相談にお金はかかりますか？

A. お金はかかりません。相談料は無料です。



## 相談の流れ

- ①相談 まずはお電話ください  
(新規の方は状況によっての対応になります。)
- ②面接 お会いして相談者の方の状況や希望を聞き必要な支援方法を考えます
- ③紹介 希望に合った福祉サービス等を紹介します
- ④計画作成 福祉サービス利用希望の場合は「サービス等利用計画」を作成します
- ⑤希望サービスの利用開始
- ⑥モニタリング 希望した生活が送れているか定期的にご本人や福祉サービス事業所に聞き取りを行い確認します



決められたモニタリング時期以外でも、困ったことがある時には、ご相談にのります。お気軽にお問い合わせください。

## サービス等利用計画について

障害福祉サービスをご利用になる全ての方に、「サービス等利用計画」というものが必要になります。

これは、生活のこと、家族のこと、これからの希望などをお聞きし、福祉・医療・仕事・住まいなど総合的な視点から、その人らしく生活を送れるように作成する、ご本人のための計画です。



その人らしく生活できるよう応援することをまとめたものがサービス等利用計画です

